

《平成26年度 貸切バス事業者安全性評価認定制度 313社が申請》

「185社」二ツ星を目指し更新申請を済ませる

平成26年5月26日 公益社団法人日本バス協会 業務部

公益社団法人日本バス協会では5月20日、「平成26年度貸切バス事業者安全性評価認定制度」の申請受付を終了致しました。今年度の特徴は、昨年度に続いて一ツ星認定事業者が、2年間の「安全の取組みの向上と持続」を取組んだ証しとして、二ツ星の認定を受けることです。二ツ星を目指す更新事業者は185社の申請がなされました。新規申請事業者は128社ですが昨年の125社を3社上回りました。申請事業者は全体で313社の申請がなされましたが、現在、担当者による書類審査が進められています。

【申請事業者の内訳】

内 訳	申請事業者数
新規申請事業者数	128社 (内非会員7社)
更新申請事業者数	185社 (内非会員1社)
合 計	313社 (内非会員8社)

【申請事業者数の推移】

年 度	新規申請数	更新申請数
平成23年度	236社	
平成24年度	216社	
平成25年度	125社	206社
平成26年度	128社	185社



【申請書類を整理し保管する担当者】

【認定事業者数：平成26年4月16日現在】

認定種別	認定事業者数
一ツ星	326社
二ツ星	193社
合 計	519社



【法令遵守と安全の取組みをチェックする審査員】

新たな運賃・料金の周知を図る

平成26年4月より、貸切バスの新たな運賃料金制度がスタートしました。日本バス協会では利用者への周知として10万枚のパンフレットを作成し、周知に向けた努力を重ねています。作成したパンフレットは右の通りです。

以 上

貸切バスの新たな運賃・料金制度がスタートしました

安全・安心な貸切バスを利用しましょう！
運賃事前届出違反は行政処分の対象となり、安全が確保されています。

平成24年4月に開始した運賃・料金制度により、貸切バス事業者の現状について明確な周知がなされてきました。このため、協会では、貸切バス事業者の安全性向上を図るの一環として、貸切バス事業者を体系的に評価し、安全な貸切バス事業者を認定し、貸切バス事業者の安全性向上を図ります。

貸切バス事業者は、各運賃届出が公示した運賃・料金を適用し、公示運賃の周知と周知の徹底が求められます。公示運賃の周知徹底は、各運賃届出として行われ、その貸切バス事業者は安全が確保されている可能性があります。

新たな運賃・料金制度とは

1. 時間制運賃と距離制運賃を合算して計算します。
 - ①時間制運賃：出発地・乗降地間の距離、乗降回数、乗降回数1時間あたり2時間分を、時間制運賃として算定します。乗降回数1時間あたり2時間分を、時間制運賃として算定します。
 - ②距離制運賃：出発地・乗降地間の距離、乗降回数、乗降回数1時間あたり2時間分を、距離制運賃として算定します。
2. 料金の種類について
 - ①乗降回数制：乗降回数、乗降回数1時間あたり2時間分を、乗降回数制運賃として算定します。
 - ②乗降回数制：乗降回数、乗降回数1時間あたり2時間分を、乗降回数制運賃として算定します。
 - ③乗降回数制：乗降回数、乗降回数1時間あたり2時間分を、乗降回数制運賃として算定します。
3. 行政処分が厳しくなります。
 - ①バス事業者：乗降回数、乗降回数1時間あたり2時間分を、乗降回数制運賃として算定します。
 - ②バス事業者：乗降回数、乗降回数1時間あたり2時間分を、乗降回数制運賃として算定します。
 - ③バス事業者：乗降回数、乗降回数1時間あたり2時間分を、乗降回数制運賃として算定します。

時間・キロ併用制運賃の考え方

時間制運賃の最低保証

時間制運賃の最低保証（乗降回数）を維持しつつ、出発前・乗降後の点検時間として乗降回数に追加します。

安全・安心な貸切バスを選びましょう
～利用者が安心してできる貸切バスのガイドライン～

1. 貸切バス事業者の選定に関する留意点
 - (1) 事業者選定：地方運輸局長又は運輸総合事務局長から「一般貸切バス事業者選定事業者」の指定が必要です。
 - (2) 事業者選定：乗降回数、乗降回数1時間あたり2時間分を、乗降回数制運賃として算定します。
 - (3) 乗降回数制運賃：乗降回数、乗降回数1時間あたり2時間分を、乗降回数制運賃として算定します。
 - (4) 乗降回数制運賃：乗降回数、乗降回数1時間あたり2時間分を、乗降回数制運賃として算定します。
2. 安全に配慮した無難な貸切バス事業者の選定
 - ①乗降回数制運賃：乗降回数、乗降回数1時間あたり2時間分を、乗降回数制運賃として算定します。
 - ②乗降回数制運賃：乗降回数、乗降回数1時間あたり2時間分を、乗降回数制運賃として算定します。
 - ③乗降回数制運賃：乗降回数、乗降回数1時間あたり2時間分を、乗降回数制運賃として算定します。